

旅券法の一部を改正する法律案

旅券の名義人の氏名等に変更が生じた場合に旅券の記載事項を訂正する制度を廃止し、新たな旅券を発行することとする。

1. 背景

- (1) 現行旅券法上、一般旅券の名義人は、氏名又は本籍の都道府県名に変更が生じた場合、記載事項の訂正を申請することができる。訂正後の記載事項に係る旅券情報は、当該一般旅券の追記欄にタイプによる印字で処理を行うに留まるため、機械読取部分に反映されない。
- (2) 旅券の国際標準を定める国際民間航空機関（ICAO）は、2015年11月24日までに全ての非機械読取式旅券（以下「非MRP」という。）を失効すべきとしており、記載事項の訂正が機械読取部分に反映されていない旅券は、海外において国際標準外の非MRPとみなされる可能性がある。
- (3) また、記載事項の訂正が追記欄のみに反映されている旅券の場合、海外において訂正後の旅券情報が真正な身分事項とみなされず、訂正後の氏名による諸手続きができない等、旅券の名義人の海外滞在において支障が生じ得る。実際、こうした事案が既に一部の国で発生しており、2015年11月以降、かかる不都合が頻発する可能性がある。
- (4) 上記に鑑み、変更事項を機械読取部分に反映した一般旅券の発給を可能とするため、現行の記載事項の訂正という制度を廃止し、これに代わる制度を導入するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 主な内容

- (1) 現行の旅券の記載事項を訂正する制度の廃止及びこれに代わる制度の導入
 - ① 旅券に記載された名義人の氏名等に変更が生じた場合に、当該旅券の記載事項を訂正する制度を廃止する。
 - ② 一般旅券に記載された名義人の氏名等に変更が生じた場合には、外務大臣又は領事官が、当該一般旅券の名義人の申請に基づき、有効期間を当該申請の時に返納された一般旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券（記載事項変更旅券）を発行する制度を導入する。
- (2) 旅券手数料の改定
一般旅券の記載事項の訂正に関する手数料の規定を削除する。
- (3) その他
附則において、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律により発給された震災特例旅券の名義人が氏名等の記載事項の変更により記載事項変更旅券を取得した場合においても、震災特例旅券を取得できるよう改正する。

3. 施行日

平成26年1月を予定している。（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。）